

開催日：令和 4 年 6 月 24 日

会議名：令和 4 年第 3 回定例会(第 4 日 6 月 24 日)

○(吉田章浩議員) 公明党議員団の吉田章浩でございます。

今回は子ども食堂についてと高槻市の総合計画についての2つのテーマを一般質問いたします。

まずは、子ども食堂についてのテーマでございます。

これまでも公明党議員団として子育てナンバーワンのまちづくりを目指し、意見や要望活動を行ってきたところでございます。

令和4年度の予算編成に関する要望では、子どもの貧困やひとり親世帯が増加する中、子どもの見守りや居場所づくりは重要課題となっており、子ども食堂とつながっている社会福祉協議会や大阪府内で事業展開している大阪こども未来応援プラットフォームなどの団体と連携強化を図り、市内の子ども食堂の拡大についての支援、事業者のニーズを把握した上で、活用しやすい充実した補助金制度への見直しの検討、さらに、生活困窮者自立支援法において任意事業とされる子どもの学習・生活支援事業を手がけることなどを濱田市長に要望してまいりました。

まずは、公明党議員団の要望内容について、子ども未来部としての見解をお聞かせいただきたいと思います。

先日、一般社団法人、また医療関係者等の方々より、登町エリアで子ども食堂を開設されることのご案内をいただきました。子どもたちが体験する大切さとその成長を見守り、子どもたちの未来を育むことへの意見交換ができ、また、今いるところで関係者の皆様が一生懸命に子どもたちのための活動に取り組まれる姿に感動した次第であります。

このたび、登町エリアにおいて、民間の高齢者等のための施設が新設されたことから、施設代表者の方よりご案内をいただき、内覧会にも参加をさせていただきました。周辺には田んぼがあり、団地があり、青空がいっぱいでありました。

本日、子ども食堂を開設されることとなっており、入所されている高齢者や障がい者の皆さんと広い食堂で子どもたちが笑顔いっぱいに語り合いながら一緒に食事をする姿が目には浮かびます。

今回の一般質問は、子どもたちの未来を思い、地域のネットワークをつなぎ、地元が開設される子ども食堂、地域全体で取り組まれる子ども食堂に少しでも応援ができればとの思いで一般質問に立たせ

ていただいております。

さて、今年15日に閉幕した通常国会において、こども家庭庁とともに、こども基本法が成立し、来年4月に発足することとなりました。

子どもや子育て家庭をめぐる環境は複雑化、多様化してきていることから首相直属機関と位置づけ、内閣府と厚生労働省から子どもや子育てに関わる主な部署を移管し、行政の縦割りを打破し、虐待や貧困、少子化問題など、子ども関連の支援策を一元的に担うことになっています。

また、子どもの定義を心身の発達の過程にある者と規定し、特定の年齢で区切らず、切れ目のない支援を目指していきます。

さらに、こども基本法は、子どもの権利条約のうち、生命・生存・発達の権利、子どもの最善の利益などの4原則を反映し、子ども施策の具体的な目標と達成時期を定め、必要な財政措置を講じる努力義務が盛り込まれています。

こども家庭庁の事務については、育成部門では相談体制や情報提供の充実、全ての子どもの居場所づくりが掲げられ、子どもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌し、政府の取組を中心的に担う、(仮称)こどもの居場所づくりに関する指針が閣

議決定され、これに基づき強力に推進されることになっています。

また、学童保育を所管するとともに、NPO等と連携し不登校への子どもへの支援を含め、児童館や青少年センター、子ども食堂、学習支援の場をはじめとする様々な居場所づくりや、子どもの可能性を引き出すための取組に係る事務を行うとされています。

1問目は、先ほどお聞きした公明党議員団の要望内容の見解とともに、これまでの市としての子ども食堂への補助体制の取組と、補助金支出件数の推移、また相談体制や情報提供の在り方、さらに市域での子ども食堂拡大のための周知の在り方等、これまでの取組がどうだったのか、課題も含めてお聞かせ願います。

〔子ども未来部長(万井勝徳)登壇〕

○子ども未来部長(万井勝徳) 子ども食堂についてのご質問にご答弁申し上げます。

近年、子どもを取り巻く環境が変化する中で、様々な家庭状況にある子どもが、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりの重要性は高まっていることから、本市では、平成30年に食事を通じた子どもの居場所づくりを推進していくため、子ども食堂運営支援事業

補助金を創設し、市内で継続的かつ定期的に子ども食堂を運営する団体の支援に努めているところでございます。

本補助制度については、市ホームページや広報誌のほか、高槻市社会福祉協議会を通じて民間団体等への周知を行っており、子ども育成課の窓口で、子ども食堂の運営団体や運営を検討されている団体等から相談を受けております。

その中で、補助金の交付の要件について、補助金の創設当初は、子ども食堂の開催回数をおおむね月2回以上、年20回以上開催することとしておりましたが、運営団体からのご意見を反映し、令和2年度からはおおむね月1回以上、年間10回以上開催することとし、より活用しやすい制度となるよう見直しを行いました。

補助金の交付件数は、平成30年度から令和2年度がそれぞれ1件、令和3年度が4件となっており、今年度は現時点で既に8件の交付の申請をいただいております。

このように、補助金の交付件数は増加傾向ですが、運営団体を支援するに当たり、子ども食堂の活動は市への届出が必要でなく、個人や団体が様々な形で実施しているため、その実施状況等の把握が難しく、市の補助制度を活用せずに運営している団体等に対して、

国・大阪府が実施する施策の案内や市の補助制度の周知が難しいことが課題であると認識しております。

以上でございます。

○(吉田章浩議員) ご答弁をいただき、本市では平成30年に食事を通じた子どもの居場所づくりを推進、子ども食堂運営支援事業補助金を創設し、市内で継続的、定期的に運営する団体への支援に努めてられました。

また、ホームページ等での周知、団体等からの相談を受けてこられ、ご意見を反映する形で要件緩和を行い、より活用しやすい制度となるよう見直しを行ってこられたとのことでした。

補助金の交付件数については、当初は1件だけでしたが、去年は4件、今年は8件となっており、運営をいただける団体、ボランティアの皆様には感謝の思いであります。交付件数は増加傾向にありますが、運営団体を支援するに当たっては、子ども食堂の活動は市への届出が必要なく、様々な形式で実施されているため、実施状況等の把握が困難で、市の補助制度の周知が難しいとの課題を聞かせていただきました。

2問目となりますが、今後子ども食堂の拡大、補助等のさらなる拡充、そして地域住民、コミュニティ、学校関係者等、さらにご理解を深めていただけるよう期待をしております。

本市の子育て施策の取組については、先駆的な機構改革により、児童福祉、子育て支援の充実を図るため、平成20年4月に子どもに係る所管を集約した子ども部を設置、平成24年4月には、さらなる機構改革を行い、現在子ども未来部として、教育委員会の幼稚園に関連する事務を市長部局で補助執行することとし、保育に関する事務と幼稚園に関する事務を一体的に行う体制となり、また児童福祉法の改正も踏まえ、障がい福祉の部門にあった児童発達支援の取組を子ども未来部が所管し、現在に至っているところであります。

平成23年からの濱田市政より、子育て支援のトップランナー都市として大胆に施策を拡充、平成26年からの保育所の待機児童ゼロ実現をはじめ、子育て支援として多くの事業を展開されてきました。

また、令和2年から19歳以下の世代の人口が転入超過に転じたことは大きな意義があると感じています。

私は、本市の機構改革による子育て支援の取組については、国のこども家庭庁を先取りする取組であると言っても過言ではないと思

い、評価をしています。だからこそ、今回ご質問させていただく子ども食堂の取組にも本市としての大きな期待を寄せているところでもあります。

時代は、コロナ禍をはじめ、子どもを取り巻く環境もさらに変化し、子どもや子育て家庭をめぐる環境はさらに複雑化、多様化してきています。今までも地域の子どもや保護者らに無料または低額で食事、居場所を提供してくださってきた子ども食堂ですが、その役割がコロナ禍で一層増しており、しっかりと支える必要があると感じています。

NPO法人全国こども食堂支援センターは、子ども食堂が全国で少なくとも6,007か所に上り、過去最多になったと発表されました。しかし、人手や資金の不足、感染防止などの理由で活動を縮小・休止するところが少なくない中、総数としては、この1年間に2割以上も増えているとのことでした。これは子ども食堂に対するニーズが高まっていることは明らかであります。

背景の一つは、コロナ禍による困窮世帯の増加で、令和2年に行われた民間調査では、母子家庭の18%が収入の減少で食事の回数を減らしたと回答しており、こうした家庭にとって子ども食堂の存



在は大きいと感じます。

また、休校に伴う学童保育の休止や地域の子ども会の活動停止など、子どもの居場所が減少していることへの保護者の危機感もあるのではないかとされています。

子ども食堂は、当初、親が働いていて、ひとりで食事する子どもの利用が多かったようですが、次第に親子での利用が増加し、今では地域の高齢者や若者なども含めた幅広い世代の交流の場となるケースも増えているようで、地域のつながりを維持する役割も子ども食堂は担っていると言えるでしょう。

問題は、子ども食堂の多くが寄附金やボランティアに支えられており、運営が不安定になりがちなことだと言われています。このため、国は令和3年12月に成立した補正予算において子ども食堂などを支援する地域子供の未来応援交付金が拡充されました。

また、飲食店などで余った食材をフードバンクを通じて子ども食堂などに寄附するよう事業者に呼びかけているとのこと。

また、去年は政府備蓄米を子ども食堂に無償提供する事業が実現されました。例えば東京都では、コロナ対策のため施設内での食事提供を休止し、配食・宅配の活動に移行した子ども食堂に対する補

助を増額しています。環境の変化において、継続、対面の再開を視野に考えれば大事なことだと感じます。

お聞きしますが、全国的にも様々な取組がなされています。今後、事業者のニーズの把握、本市としての課題をどのように考え、整理していくのか。さらなる子ども食堂の拡大要望や補助金の拡充、相談支援、関係団体との連携の在り方、また保護者や地域住民、コミュニティや学校関係者との情報共有、周知などの在り方など、令和4年度の取組の考え方や今後の展開の考え方などをお聞かせ願います。

○子ども未来部長(万井勝徳) 子ども食堂についての2問目にご答弁申し上げます。

今年度の取組としては、補助金の申請をいただいた団体等に対して、大阪府が5月に実施した子ども食堂の運営団体にお米券、お肉のギフト券を配布する令和4年度大阪府子ども食堂における食の支援事業の周知を行ったほか、同事業に関連して大阪府から依頼を受けてそれぞれの団体の運営状況の確認を行いました。

加えて、市内には子ども食堂等を運営している団体や今後運営し

たいと考えている団体等で構成されるネットワークが組織されており、先日、その事務局が主催するオンライン会議に参加させていただき、市の補助金についての説明や意見交換を行うことで、これから子ども食堂を始めようと考えている団体等に対し、市の補助制度を知っていただくきっかけになったと考えております。

子ども食堂は、放課後等の子どもの居場所の一つであり、本市としては、今後、今年2月に策定した学童保育のあり方等に関する基本方針に基づき、必要に応じて高槻市社会福祉協議会や民間のネットワークとも連携しながら、民間団体への適切な支援や情報の提供を行うほか、地域等とも連携し、保護者等への子どもの居場所についての周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○(吉田章浩議員) ご答弁をいただきまして、課題とされる実施状況の把握や補助制度の周知など、一步一步との思いで進めていらっしゃることを理解しましたし、子ども食堂を運営していただいている団体の皆様のネットワークについても改めて感謝を申し上げたいと思います。

最後に要望として、子ども食堂の拡大を目的にさらなる要件緩和と補助等の適切な在り方の検討、ご答弁をいただいた高槻市社会福祉協議会や民間のネットワークとの連携、民間団体への支援や情報提供、地域等との連携をよろしくお願いいたします。

私の質問では、地域住民、コミュニティ、学校関係者などへの連携のことをお聞きしましたが、ご答弁では地域等との連携と言葉をまとめられました。その言葉の中に、今後全てが明確に含まれてくるものと期待をしております。

そして、保護者への周知では、ホームページ等で広く周知いただけますことを要望しておきます。

また、学習・生活支援事業については、市内全中学校区で実施されており、貧困の連鎖の防止として、世帯全体の生活相談や就労支援も実施され、子どもへは適切な学習環境につながるよう支援を行っているとお聞きしていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

公明党が掲げます子どもの幸せを最優先する社会の構築に向けて、これからも子どもたちを応援し、子育て家庭を応援していくこと、そして、子どもたちの放課後の居場所となる子ども食堂をしっかり支

援していきたいとの思いを申し上げ、この質問を終わります。

次に、高槻市の総合計画についてのテーマをお聞きいたします。

第6次高槻市総合計画の巻頭、濱田市長のご挨拶、輝く未来に向けての記事には、私たちのまち高槻は、北摂山系の美しい山並みや淀川、芥川などの豊かな歴史と文化を育み、大阪・京都間の拠点として発展を続けてきました。しかしながら、今日、国と同様に少子高齢化の進行が続いており、昭和40年代に住宅都市として全国的にもまれに見る人口急増を経験し、当時整備した公共施設の老朽化などの課題を抱え、また自然災害では本市も大きな被害を受け、大規模地震や気候変動による水害・土砂災害はいつでも起こり得るものであり、今後も災害に強く強靱なまちづくりを絶えず進めていく必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症は日常生活に大きな影響を与えており、安全・安心な市民生活を守ることが求められています、と本市を取り巻く現在の背景がよく分かります。

この計画では、本市が抱える様々な課題の克服、持続的な成長を次世代にて市民福祉のさらなる向上を図るため、まちづくりの8つの将来都市像を掲げ、「輝く未来を創造する 関西の中央都市 高槻」をまちづくりの合い言葉に、市民・事業者と共に、これからの都市像

の実現に向け、全力で取り組んでいくとの決意が述べられています。

また、計画策定の背景、本市の地勢より山間部と平野部、市街地を南北に二分して、JR東海道本線と阪急京都線が並走し、さらに南部では東海道新幹線が、北部では丘陵地を名神高速道路、山間部を新名神高速道路が高槻ジャンクション・インターチェンジを介し、東西に横断する交通体系となっており、さらに、まちの特長として、高い交通利便性、豊かな水とみどり、歴史資源による良好な景観、良好な住環境、商工業や学術機関の集積、充実した医療、充実した子育て・教育環境、活発な市民活動が紹介され、今日までの本市の発展がうかがえるところであります。

本市は、令和5年、来年に市制施行80周年、中核市移行20周年を迎えます。昭和18年1月、大阪府内9番目の市として市制を施行、人口3万1,600人でした。その後の人口急増と、平成7年の36万2,300人をピークに人口は減少傾向に転じ、直近のデータでは令和4年5月末現在の人口が34万8,951人。この総合計画の目標年次である令和12年時点における本市の将来推計人口は2万7,170人が減少し、32万3,781人と推計され、さらに人口減少が見込まれています。

昭和から平成を経験し、令和の時代を今後さらに魅力あるまちづくりを展開していくためにも、本総合計画で掲げる「輝く未来を創造する 関西の中央都市 高槻」を合い言葉に、市民と共に輝く未来を創造し、訪れたい、住みたい、住み続けたいと思われる都市として着実に成長し続けることを願っています。

しかしながら、今後の人口減少社会を考えたときに、健全財政を堅持しながらも、人口規模に見合う魅力的で発展的な計画にして、次世代につなげていかなければなりません。

まず、1問目ですが、第6次の総合計画は8つの基本構想から成り立っています。今後、人口減少社会が進展していく上で、10年後の高槻の輝く未来をどのように創造し計画されてきたのか。

また、市民と共に輝く未来を創造し、訪れたい、住みたい、住み続けたいと思われる都市として着実に成長し続けることを目指していくとされています。多様化するまちの課題に対しては、市民がまちづくりの主体となり、市民と行政の協働によるまちづくりを展開することが必要ともあります。

協働によるまちづくりでは、コミュニティや単一自治会が重要な位置づけになると思いますが、どのように考えておられるのか、お聞か

せ願います。

○総合戦略部長(西田 誠) 総合計画のご質問にご答弁申し上げます。

第6次総合計画についてですが、本市を取り巻く社会環境は国全体の状況と同様に、少子高齢化の進行が続いており、それに伴う収入減や社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化に加え、激甚化・頻発化する自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大など、その厳しさは増しております。

令和12年度を目標年次とする第6次総合計画では、このような厳しい状況下においても持続的な成長を次代につなげていくため、本市の特長である交通利便性の高さや充実した医療などの都市機能、安満遺跡公園をはじめとした歴史・文化などの豊富な地域資源などを強みに、都市機能が充実し、快適に暮らせるまちなどの8つの基本構想を掲げ、健全財政を維持しながら、将来にわたり誰もが幸せを実感できるまちの実現を目指すものです。

また、社会環境の変化に伴い、行政が抱える課題は多様化・複雑化していることから、今後、市民と行政の協働によるまちづくりがま



すます重要になるものと認識しております。

このようなことから第6次総合計画において、市民参加・市民協働の推進を基本計画に位置づけ、市民参加の推進やコミュニティ振興に係る様々な取組を積極的に進めているところでございます。

以上でございます。

○(吉田章浩議員) ご答弁をいただきまして、第6次総合計画の策定においては、本市を取り巻く社会環境は厳しい状況下においても持続可能な成長を次世代につなげていくため、本市の特長を強みに健全財政を維持しながら将来にわたり、誰もが幸せを実感できるまちの実現を目指していくとのことでありました。

また、市民参加・市民協働の推進を基本計画に位置づけ、市民参加の推進やコミュニティ振興に係る様々な取組を積極的に進めているとのことでもありました。

総合計画の担い手は市民であり、市民との連帯が総合計画の要であります。高槻市民憲章の条文に「高槻は わたくしたちの 自治のまち」とうたわれているとおり、どうか市民が主体のまちづくりを、令和のこれからの時代にふさわしい真の市民自治を推進していた

だきたいと思います。

ここで、少し市民憲章について触れさせていただきたいと思います。

市民憲章は、昭和52年12月5日に高槻市民憲章制定市民会議により制定され、45年の節目となります。前文に、「わたくしたちのまち高槻は、祖先の心をしのぼせる遺跡・史跡をはじめ、多くの文化財をもつ由緒のあるまちです。わたくしたちは、この地にあって、真に生きがいのある文教・福祉都市を建設し、子孫が誇りをもって「わが郷土・高槻」と語り継げるよう、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。」とあります。

市役所南側出入口付近には、昭和55年5月25日に市民憲章碑と一緒に記念碑として建立されたモニュメントは、日時計となっており、名称を太陽のメモリーとして、令和4年までの42年間、今も時を刻んでいます。周辺の花壇はいつもきれいにお手入れをしていただき、来庁される皆様にも楽しんでいただきたいとの思いを感じる場所です。

そして、よく見ると、市民憲章碑から太陽のメモリー、本庁の屋上に設置されている本市の市章が一直線に並んでいることを教えていただき、感動しました。

高槻市議会だより第30号、昭和55年1月29日発行分に、当時、市民憲章推進協議会により、市民の総意で市民憲章をつくったのだから、とにかく自分たちの手で取り組んでいこうとの思いから、自治会を通じて市民の皆様募金のお願いをし、建立まで取り組んでこられた様子が記され、また、広報たかつきには、憲章碑に記された市民憲章は高槻市民共同の道しるべとして市制施行35周年を記念して制定されたもの。建立される憲章碑・記念碑を市民全体のシンボルとして、今後一層、市民憲章の精神を推進しましょうとありました。

先日、関係者の方から当時のお話を聞かせていただき、市民の皆様をはじめ自治会やコミュニティの郷土愛を強く感じたところであります。この頃の人口は、昭和55年、32万6,000人、人口増により、15年後には36万人を超えることとなります。昭和56年12月当時の第2次総合計画をお借りして、第1編の総論を読み返してみました。時代背景は、市民意識の変化がこれまでの量的拡大から質的充実の時代、すなわち福祉の充実、自然環境保全、文化的要求の充足等に市民の要望が移行しています。新基本構想は、あるべき未来の理念像を描き、行政が一方的にこれを計量的に示すという目標達成至上主義ではなく、市民が求めている生活に密着したニーズを一步一

歩実現し、市民と行政が一致した努力目標を積み上げることによって、都市の総合的な方向性を明らかにしようとするものであると記されており、市民と行政が身近な存在にあると感じました。

そして、新基本構想を考えるに当たって、まちづくりの主体である市民の連帯意識をますます高め、分権と参加を通じて、真の市民自治へと発展させる考え方をコミュニティ構想として確立するともあり、市民の連帯感の推進、コミュニティ構想の確立が重要なことだと40年前の考え方に共感を覚えます。

そして、総合計画の担い手は市民である。この市民の連帯が総合計画の要であると明言されており、人口増加の時代にあって市民の生活圏の段階をより明確にされていることが印象的です。

だからこそ、当時の連帯意識の中で市民憲章碑やモニュメントが市民の手でつくられた昭和のシンボルなのだと強く感じました。

令和の時代は、人口減少社会であり、さらなる自然災害、感染症等、課題は増えてきますが、市民と共に輝く未来を創造し、訪れたい、住みたい、住み続けたいと思われる都市として着実に成長し続けていきたいと思います。

来年は、市制施行80周年。市制施行35周年の場で初披露された

市民憲章を80周年の場で再び市民の思いをよみがえらせる機会とし、市民憲章碑やモニュメントを市民自らが市民の手で昭和の時代のシンボルから令和の時代のシンボルへの思いを、そして、輝く高槻を目指す取組として、原点を振り返りながら、まちづくり元年との思いで市民の皆様と連帯を強め、記念に残るイベントなどを計画することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

このご答弁をいただいて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○総合戦略部長(西田 誠) 総合計画につきましての2問目にご答弁申し上げます。

市民憲章についてですが、本憲章は明るい未来へと向かう高槻の道しるべとするべく、市民が主体となり、ふるさとへの愛着と一体感を育み、心豊かなコミュニティの醸成に寄与するものとして、昭和52年12月に策定されたもので、本市のまちづくりの基礎となったものです。

本市は、昭和18年1月1日に誕生し、来年1月1日に市制80周年を迎えるとともに、市民憲章策定の45周年の年を迎えます。本市とい

たしましては、これら節目の年に、先人から大切に守り受け継いできたまちを、さらに輝けるまちとして次世代に引き継ぐため、改めて市民憲章やモニュメントに込められた思いを市民の皆様と共有する機会を設けることで、総合計画に掲げる市民参加・市民協働の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。